

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成31年4月3日（水）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 白井市青少年女性センターの設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市学習等供用施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

7. 報告事項

報告第1号 白井市社会教育指導員の委嘱に関する報告について

報告第2号 白井市教育相談員の委嘱について

報告第3号 白井市適応指導教室指導員の委嘱について

報告第4号 白井市学校医の委嘱について

報告第5号 白井市立学校空調設備運用ガイドラインについて

報告第6号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

報告第7号 代理処分について

8. 委員質疑

(1) 市内小中学校の不登校児童生徒の現状について

(2) 市内小中学校のそれぞれの特色について

(3) 新給食センターでの食材等について

9. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 小泉 淳一

教育部参事 鈴木 直人

教育総務課長 板橋 章

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長 石田 昌弘

書記 山本 麻奈美

書記 檜原 拓真

午後2時00分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから平成31年第4回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

事務局の職員がかわっておりますので、本日出席している部長、課長、参事に自己紹介をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○小泉教育部長 こんにちは。教育部長を仰せつかりました小泉淳一と申します。微力ではございますけれども、精いっぱいやらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○板橋教育総務課長 こんにちは。教育総務課長を拝命いたしました板橋章と申します。教育総務課長ということで、委員さんのいろいろお世話というか、基礎的な業務を担っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木教育部参事 こんにちは。教育部参事に4月1日より着任いたしました鈴木直人と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 こんにちは。引き続き、生涯学習課長を務めさせていただきます石戸啓夫です。よろしくお願いいたします。

○石田文化センター長 こんにちは。市長部局の総務部情報管理課から異動で、情報管理課は廃課になりましたが、今回、教育委員会に文化センター長としてお世話になることになりました石田と申します。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 以上、5名でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員のほうは、本日の出席は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と齊藤委員に署名をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3番、前回会議録の承認。

前回会議録の承認を行います。修正などがありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○井上教育長 続きまして、4、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○齊藤委員 私から報告させていただきます。3月12日に、桜台中学校の卒業式に出席してきました。天気はよかったですけれども、ちょっと肌寒い日で、生徒たちも寒い中、体育館に集まりましたが、元気よく、次の高校の進学するステップに立派に育って巣立っていったかなと思いました。また、校長先生がとてもすばらしい秋田の大学の先生のお話をしています、とても感動しました。言葉は忘れてしまったのですが、すばらしい言葉を生徒たちに投げかけて、とてもいい卒業式だったと思います。私からは以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 3月15日に、大山口小学校の卒業式に行っていました。市内で小学校全て、この日に卒業式だったのですが、大山口小学校でも児童全員卒業ということで、晴れたいお天気の中、挙行することができました。小学校は、卒業生の言葉というのをみんなが分担して発していくと。練習もかなり積んでいると思いますけれども、6年間から、そして最後の1年間を振り返っての言葉というのが非常によかったですし、それに呼応する形で、4、5年生中心に在校生の言葉をそれぞれ分担して、送る言葉という形でやりとりをするという、非常にいいやりとりでした。歌もそれぞれ練習の成果があって、毎年すばらしい歌なのですが、卒業の歌は、すばらしいものだと思います。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○小林委員 私から3点。一つは、私も勤務の経験があります白井高校の卒業式に、3月7日に行っていました。このところ、ずっと卒業式落ちついていたのですが、今年は奇声を発する子供がいて、校長が後で、きつく学年主任を叱ったと、そういうことがあったようですけれども、でも、学校としては頑張っている学校ですので、市としても、また応援していけたらと思っています。

それから、2点目ですけれども、3月26日、白井市の表彰式がありました。既に教育委員会でも取り上げました子供たちのスポーツ表彰のほか、大人たちの各分野の表彰も含めてありまして、すばらしい時を持つことができました。

それから、3点目ですけれども、3月30日の土曜日に、教育委員会主催のパク・キュヒさんによ

りますギターの演奏がありまして、すばらしい演奏でした。天使のトレモロを奏でるギタリストという、そういう方なのですけれども、手の動きを、見ているだけで本当にすばらしく、奏でる音も普通には出せない音というすばらしい、34歳の若い方なのですけれども、すばらしい演奏を聞くことができました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは5番、教育長報告、私からは教育長報告を行います。

私は、先ほどの委員さん方のと少しかぶりますけれども、3月7日、白井高校の卒業式に出席いたしました。

3月9日土曜日、これは白井市の図書館で行われましたビブリオバトルを見学いたしました。参加者が、自分がお勧めする本の紹介をバトルという形で展開しておりました。

それから、3月10日、ともしびのタベコンサートに出席いたしました。

3月12日、七次台中学校の卒業式、3月15日、桜台小学校の卒業式に出席いたしました。

3月17日日曜日には、印旛郡市の少年野球大会の開会式に出席いたしました。

それから、3月23日には、白井市の総合体育大会の開会式に出席いたしました。

3月24日日曜日でございますけれども、NISジュニア記者クラブの修了式、NISで小学生を対象に記者活動、約10カ月にわたって、最後にミニ新聞をつくるという活動を行ってございましたけれども、どの子供たちもすばらしい新聞をつくっておりました。

3月26日、市の表彰式、3月27日には、北総教育事務所管内の教職員の辞令交付式がございました。

それから、3月29日は市の職員の辞令交付式がございました。

3月30日土曜日ですけれども、白井市芸能振興会の総代会、それから3月30日は、先ほどの小林委員にもありましたけれども、パク・キュヒさんのギターリサイタル、それから、同日に行われました白井少年少女合唱団の定期演奏会を鑑賞させていただきました。

一昨日、4月1日ですけれども、市役所の辞令交付式が行われました。

それから、本日ですけれども、午前中に市内の校長会議がこの場所で行われたのですけれども、本年度の教育委員会の私の方針等について、お話をさせていただきました。以上でございます。

それでは、委員報告及び教育長報告について、御質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは、続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

議案第6号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について、報告第6号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について、報告第7号 代理処分について、これは白井市情報公開条例第9条第1項

第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、議案第6号、報告第6号及び報告第7号につきましては、非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事進行につきましては、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、高倉委員を指名したいと思います。

それでは、6の議決事項、7の報告事項、8の委員質疑の進行についてよろしくお願いたします。

○高倉委員 ただいま、教育長に指名されました高倉でございます。

これより、6、議決事項、7、報告事項、8、委員質疑に係る議事の進行を行いますので、御協力をよろしくお願いたします。

議案第1号 「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○高倉委員 では、最初に議決事項についてお願いたします。

議案第1号 「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いたします。

○石戸生涯学習課長 議案第1号 「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

本案は、利用料金の減免制度の見直し及び白井市施設予約システムの利用について、統一した基準とするため、規則を整備するものです。

資料の裏側をごらんください。

本案は、市内の公民館に位置づけます白井市西白井公民館、白井市駅前公民館、白井市桜台公民館の3館に係る設置及び管理等に関する条例施行規則の一部改正となります。

1ページから3ページに、現規則の一部を改正する規則を示しております。大変複雑な文章表現されておりますので、わかりやすいように、後ろのほうの10ページ、11ページにありますように、新旧対照表のほうでご説明させていただきます。

それでは、10ページをごらんください。

新旧での違いは、下線部分の比較をしながらご確認いただくと、わかるようになっております。ここで全てを読み上げて一つ一つ説明しますと、時間が足りなくなるとお思いますので、実は、議案の1から3まで似たような議案になりますので、改正での考え方をポイントに説明させていただきます。

現行規則におけます利用手続きにつきましては、第2条のほうで「条例7条の規定により許可を受けようとする者は」云々と簡単に示しているだけですが、実務的には、大半の手続が現行規則第7条に掲げる「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。」の規定に従って定めます内規をもって取り扱っています。内規の名前は、白井市スポーツ施設・公民館予約システムという名で案内しているものです。今回、その取り扱いを規則にきちんと位置づけることや、先般、見直しをされている市の減免制度に合わせて減免規定を盛り込んで整備することが、今回の改正内容とな

っております。

まず、市の予約システムとして、一般的に行われています主な手続を反映させるため、「利用の手続」という見出しになっています現行規則第2条の1、第1項のほうを改正案では「利用許可申請」の見出しにかえて、登録の有無や抽選結果によって許可内容が異なります利用許可証の申請のタイミングを第1項、第2号に分けて、明らかにするようにしております

それから、現行規則第2条の第2項のほうは、改正案では「利用許可」の見出しをつけまして、第3条とする形で別立てにしまして、審査を加えて許可をするように改めております。

また、現行規則には具体的な説明がない「利用登録」「抽選申込」「施設の予約」方法について明文化しまして、改正案では「第4条から第6条のとおり」としてつけ加えました。

その後に、11ページになりますが、現行では「利用許可の取消し」について扱う現行規則の第3条というものを、改正案では、第7条と読みかえまして、また条項の追加等で、番号等の変更を要するのに合わせまして、様式番号の修正を若干行っております。

さらに、その次に改正案では、新たに「利用料金の減免」について規定する第8条を新設追加しています。

その後の部分につきましては、新旧の条文のほうには、基本的な実質的な違いはないのですけれども、現行規則の第4条から7条を、改正案では第9条から第12条と読みかえまして、各条に関連した様式番号を直しています。なお、別記様式につきましては、12ページ以降に新旧対照を示しております。改正内容に合わせて、様式番号や関係する規則条項を示す括弧書きの中の部分を番号変更しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第1号について、御質問等ございませんか。

そうしましたら、高倉から1点質問なのですが、これ、先ほど説明で、これまで内規であったものを規則化したということなので、利用者の側からすると、この規則ができたことによって何か手続が大きく変わるということはないという理解でよろしいですか。

○石戸生涯学習課長 市の予約システムにつきましては、10年以上前からありました。それに係る、先ほど言いました白井市スポーツ施設・公民館予約システムの御案内という内規が既にありまして、それを10年間ぐらい使ってやっているのですけれども、本来この内容と、システムを導入したときに、規則に組み入れておけばよかったのですが、それを組み入れてなかったもので、その辺の説明が規則ではわかりにくく、今回は内規を整理して規則に取り入れるという形にしたものです。

○高倉委員 確認なのですが、利用者からすると、何も手続は変わらないということよろしいですか。

○石戸生涯学習課長 そうです。基本的には、変わるののは減免の部分だけです。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほか、御質問等。

○小林委員 今回の確認ですけれども、普通に公民館等は、減免団体でなくても使っていますね。減免団体につきましては、きちんと書類を出させて、減免団体に値するかどうかということを確認したということになりますよね。

○石戸生涯学習課長 この教育委員会議でも、何回か議題として挙げさせていただきましたけれども、市の減免制度が変わりまして、その減免基準につきましても、市の基準を教育委員会の基準に合わせるという形で定めさせていただいておりますので、それと今回合わせるという形にしております。

○小林委員 以前から減免の措置を受けていて、そのままずるずる何もしないで来ている団体が、恐らく幾つかあったと思うのですけれども、そういうところをこの機会にきちんとさせるという、そういうことでもありますね。

○石戸生涯学習課長 今のお話につきましては、多分、社会教育関係団体の認定基準のかかわりだと思います。今回の規則の改正に盛り込んだのは、一般的な市の減免制度の見直しに伴って、減免の仕方をこうするというものを中に入れてだけです。社会教育団体の認定は別の話になりますが、その認定に関しましては、今年度の5月以降の話になりますので、そのときにまた、説明させていただきたいと思います。

○小林委員 わかりました。

○高倉委員 ほかに御質問等はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 それでは、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「白井市青少年女性センターの設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○高倉委員 続きまして、議案第2号 「白井市青少年女性センターの設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第2号 「白井市青少年女性センターの設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

白井市青少年女性センターの設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

本案は、利用料金の減免制度の見直し及びに白井市施設予約システムの利用について、統一した基準とするため、規則を整備するものです。

資料の裏をごらんください。

こちら、本案は、白井市青少年女性センターに係る条例施行規則の一部改正となりますが、1ページから3ページに、規則の一部を改正する規則の内容を示しております。

これも複雑になっておりますので、同じように10ページから11ページの新旧対照表のほうで、御説明させていただきます。

新旧条文のご確認、比較いただくとわかると思いますが、議案第1号と内容的にほとんど変わりはありません。これも市の予約システムとして内規で行っている共通の内容を規則にきちんと位置づけること、見直された市の減免制度に合わせて減免規定を盛り込むことがポイントとなっております。

規則名や、条項中に示される施設名が異なるだけで、議案第1号で白井市公民館になっていた部分

を白井市青少年女性センターと読みかえれば、全く同じ内容になります。これは公民館類似施設であります白井市青少年女性センターについても、今回、議案第1号と同様の理由、目的で統一的に一部改正を行うことになるものです。説明は以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第2号について、御意見等、御質問ありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と云う者あり〕

○高倉委員 では、議案第2号は原案のとおり決定します。

議案第3号 「白井市学習等供用施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○高倉委員 続きまして、議案第3号 「白井市学習等供用施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第3号 「白井市学習等供用施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

白井市学習等供用施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

本案は、利用料金の減免制度の見直し及びに白井市施設予約システムの利用について、統一した基準とするため、規則を整備するものです。

裏面をごらんください。

こちらについては、白井市学習等供用施設、通称富士センターに係る条例施行規則の一部改正となっております。議案第1号、第2号と同様に、1ページから3ページに規則の一部を改正する規則の内容を示しております。また、10ページから11ページのほうに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表をごらんいただくと、議案第1号、第2号と全く変わりません。同じ理由、目的で、公民館類似施設であります富士センターにつきましても、条例施行規則の一部改正を図るための内容となっております。

両方を御確認、比較いただければわかるように、異なるのは、規則名や条項で示される施設名の違いですので、改めた説明は省略させていただきます。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第3号について、御質問等ございましたらお願いします。

では、高倉から1点聞きたいのですが、議案第1号で御説明いただいたと思うのですがけれども、今回、この1から3までの改正は、市が直接管理するこの三つのセンター、もしくは公民館の施設ということですね。そうしますと、今委託しているほかの公民館等は、こういった規則はなしで、ほぼ運用としては同じということになっているのでしょうか。

○石戸生涯学習課長 公民館ではないのですがけれども、例えば似たような施設にコミュニティセンタ

一とか、その他の施設ございます。そちらのほうについても、同じように改正が図られると思います
が、教育委員会の所管ではないので、今回は、この場では審議されませんが、ほかでも同様の改正が
図られます。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第3号についてお諮りします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第3号は原案のとおり決定します。

議案第4号 「白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規
則の制定について」

○高倉委員 続きまして、議案第4号 「白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一
部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第4号 「白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について」。

白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

本案は、利用料金の減免制度の見直しに伴い、所要の改正を図るものです。

裏面をごらんください。

本案は、白井市民プールに係るものとなっております。見直しされた市の減免制度に合わせて減免
規定のみを盛り込むのが改正の内容となっております。

1ページから2ページに現規則の一部を改正する規則を示しておりますが、こちらも6ページの新
旧対照表のほうで、説明させていただきたいと思います。

現行規則のほうで略されています第3条の後、また「指定管理者の指定の申請」という見出しが
つけられております現行規則第4条の前に、「条例第14条第4項の規定により利用料金の減免を受け
ようとするもの」云々、利用料金の減免を規定する新しい第4条を挿入して、現行規則の第4条以下
につきましては、改正によって一つずつ番号を繰り下げ、全体の条項構成の変化に合わせて条文中の
別記様式の番号も修正するものです。実際の別記様式につきましては、7ページ以降に新旧対照表を
示していますが、改正に合わせて様式番号や様式の根拠となる規則部分を示す括弧書きの中の条項番
号を調整しています。

こちらの市民プールにつきましては、公民館や公民館類似施設のように予約利用を受け付けている
施設ではないため、これまでの議案1号、2号から3号とは若干異なりまして、減免規定のみを盛り
込む形での改正となります。説明は以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第4号について、御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 それでは、第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議案第5号 「白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」

○高倉委員 続きまして、議案第5号 「白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」御説明お願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第5号 「白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

本案は、利用料金の減免制度の見直し及び白井市施設予約システムの利用について、統一基準を定めるため所要の改正をするものです。

裏面をごらんください。

こちらのほうは、1ページから17ページにかけまして、現規則の一部を改正する規則の内容を示しております。

本案は、白井市都市公園有料公園施設に係る規則の一部改正となりますが、都市公園有料公園施設といえますのは、白井運動公園の陸上競技場、競技広場、テニスコート、それと白井運動公園以外の中木戸公園、南山公園、七次第一公園、十余一公園、野口多目的広場などにありますテニスコートほか該当します。

18ページから21ページの新旧対照表で御説明させていただきます。18ページをまずごらんください。

現行規則では、「利用の手続」に関しまして、第6条と7条で簡単に示されるだけですが、これも公民館に準じて、実務的には、21ページの現行規則条文第13条に掲げています「この規則に定めるもののほか」の規定によって定めている先ほどの白井市スポーツ施設・公民館予約システムという内規をもって取り扱っています。議案第1号から第3号で説明させていただいた公民館や公民館の類似施設と同様に、今回内規で行っている内容を規則にきちんと位置づけることや見直しされた市の減免制度に合わせて、減免規定を盛り込むことがポイントとなっております。

ただし、都市公園有料公園施設は、実は白井運動公園のように指定管理者が管理運営し、許可を行い、使用料を指定管理者の収入としている施設と、白井運動公園以外のテニスコートのように教育委員会のほうで申請を受け付け、利用を許可し、使用料を市の歳入としている施設に分かれるため、指定管理で統一的に管理運営されています公民館的施設よりも複雑な条文構成となっております。

現在の市施設予約システムの手続を規則に反映させるために、「利用の手続」を定めた現行規則第6条を、改正案では「利用許可申請」と見出しをかえて、運動公園とそれ以外の場合、登録の有無や抽選結果によって異なる利用許可や申請の時期、方法を示すため、4項にわたって説明しております。

また、「利用の許可」を定める現行規則の第7条は、改正案では教育委員会が許可する場合と指定

管理者が許可する場合に項を分けて、現行規則に具体的な説明のない利用登録、抽選申込、施設の予約方法についても明文化し、改正案では「第8条から第10のとおり」に、つけ加えています。

その次に、19ページとなりますが、「利用許可の取消し」の関係を定めた現行規則第7条の2と第8条を、改正案では第11条、第12条に読みかえまして、条項追加で番号の変更を要する様式番号の調整を行っています。

さらに、独自の使用料の減免を定めています現行の規則第9条を、市内統一的に見直された減免制度に基づき、改正案では「利用料金の減免」という見出しにかえて、第13条としまして公民館同様の減免規定内容での条文に改めています。

それ以降の構成内容は、新旧で実質的な違いはなく、現行規則第10条から13条を、改正案では第14条から17条へと読みかえております。別記様式につきましては、22ページ以降に新旧対照表を示していますが、これも改正内容に合わせて、様式番号や様式と関係する規則の条項番号を示す括弧書き内を整理して調整しております。

ただし、新7号、8号の別記様式につきましては、旧来の様式に施設使用料、設備使用料、減免使用料、使用料合計欄を追加しまして、明細がわかるように変えているところが少し異なっています。説明は以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第5号について、御質問等ございませんか。

高倉から1点、20ページ目の13条でお伺いします。利用料金の減免ですが、この1、2、3項まではほかの議案と同じで、4項だけ、ここ特殊だと思うのですけれども、これは身体障害、療養手帳、そういった障害者の方に対する減免の手続の省略化ということで、運動公園というと、運動に関するものということで、これは特別にこの施設にのみ加わっているということによろしいでしょうか。

○石戸生涯学習課長 減免の見直しのところでも説明したのですけれども、市の減免の見直しのときに、障害者にかかわります減免の見直し部分をここに反映させている形になります。

○高倉委員 追加で高倉からですが、ほかの規則にはなかったもので、特にこの都市公園有料公園施設にだけ入っているということ、少なくともきょう出た関連の議案の中では、この第5号議案だけ入れているというのは、何か事情があるのですか。

○石戸生涯学習課長 やはりスポーツ施設の利用ということもあります。公民館等は基本的には、部屋という形が一般的になると思います。障害のある方についての規定は、運動公園有料施設と、それからプールでございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますか。

○井上教育長 確認ですけれども、議案第1号から議案第4号ですけれども、後ろに様式がたくさんついているのですけれども、番号がない様式があるのは、変更がないからここには載っていないということによろしいですか。

例えば今の第4号では、第1号様式というのはここには載ってないのですね。それは、変更がないから載っていないということによろしいですか。

○石戸生涯学習課長 そのとおりでございます。

○井上教育長 はい。

○高倉委員 ほかに御質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 それでは、議案第5号についてお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

以上で、公開の議決事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 「白井市社会教育指導員の委嘱に関する報告について」

○高倉委員 7の報告事項についてお願いいたします。

まず、報告第1号 「白井市社会教育指導員の委嘱に関する報告について」をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 報告第1号 「白井市社会教育指導員の委嘱に関する報告について」御説明いたします。

白井市教育委員会は、白井市社会教育指導員の設置等に関する規則第3条第1項により白井市社会教育指導員を別紙のとおり委嘱したので報告いたします。

裏面が別紙になっております。ごらんください。

白井市社会教育指導員の委嘱者について、委嘱者は水崎誠司氏で、委嘱期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間です。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

報告第1号について、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高倉委員 では、報告第1号について終わります。

報告第2号 「白井市教育相談員の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、報告第2号 「白井市教育相談員の委嘱について」御説明をお願いします。

○鈴木教育部参事 報告第2号 「白井市教育相談員の委嘱について」報告させていただきます。

白井市教育相談室設置要綱により、別紙のとおり教育相談員を委嘱したので報告いたします。

報告理由、本案は、教育相談員の任期が、平成31年3月31日をもって満了となったため、竹内敦子氏ほか3名を再任し、半澤哲児氏、青木清一氏を新たに委嘱したので報告するものです。

次ページ、別紙、裏面になります。ごらんいただくようお願いします。

任期としましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日となります。

竹内敦子氏、藤澤泰子氏、杉山充子氏、半澤哲児氏、青木清一氏、5名を委嘱するものであります。そして、半澤哲児氏、青木清一氏を新たに委嘱したので報告するものです。以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

報告第2号について、御質問等ございますでしょうか。

○小林委員 新規の方について、大まかな、どういう方かというのを説明いただければ、お願いいたします。

○鈴木教育部参事 まず、半澤哲児氏ですが、小学校教諭として、多くの子供たちにこれまでににかかわってまいりました。退職後も再任用で行い、その経験は非常に豊富なものがあります。その経験を生かしまして、今年度、相談員としてさまざまな相談に対応していただこうと考えています。

青木清一氏につきましては、中学校の教諭、特別支援学校で管理職、また白井市内小学校長を歴任し、昨年度まで学校支援アドバイザーとして、学校経営にかかわる指導助言をしていただきました。それらの豊富な経験を生かしまして、今回相談員を委嘱したものであります。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

○高倉委員 ほかにございませんか。

高倉から1点、直接、委嘱の関係ではないのですが、お伺いします。教育相談員の方の実績といえますか、大体どのぐらいの頻度なり、どのぐらいの件数で相談受けているかというのは、こちら教育委員会側では、ある程度把握していらっしゃいますか。

○鈴木教育部参事 相談件数については、担当課、私どもの把握はしているのですが、申し訳ありません、今手元に資料がありませんので、後ほど調べたいと思います。以上でございます。

○高倉委員 追加で高倉からですが、つきましては、例えば相談が増えているとか、地域とかいろいろ小中でも違うということで、委員の配置が見直しをしたりとか、そういったことはされるのですか。

○鈴木教育部参事 まず最初に、電話なり、直接相談に来る方がおります。日によって、その相談員さんが話を受けますが、内容によって、その相談員ではなくて、別の相談員が受けるという形をとるケースもあります。以上でございます。

○高倉委員 高倉です。少なくとも今年度のこの委嘱に関して、人数を増やすとか、配置を見直すというほど、何か状況の変化はないということでしょうか。

○鈴木教育部参事 おっしゃるとおりでございます。ただ、今回男性2名というのは、これまでのさまざまな相談により対応できるようにという視点を持って委嘱しております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、報告第2号を終わります。

報告第3号 「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」

○高倉委員 次、報告第3号 「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」説明をお願いいたします。

○鈴木教育部参事 報告第3号 「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」報告させていただきます。

白井市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱により、別紙のとおり相談員を委嘱したので報告します。

報告理由としまして、本案は、適応指導教室指導員の任期が、平成31年3月31日をもって満了となったため、日吉昭博氏ほか3名を再任し、丹治浩子氏を新たに委嘱したので報告するものです。

別紙、裏面をごらんください。

任期としまして、平成31年4月1日より平成32年3月31日。

日吉昭博氏、佐久間昭氏、渡瀬里香氏、丹治浩子氏、4名に委嘱をするということになります。以上でございます。よろしく願いいたします。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第4号について、御質問等ありましたらお願いいたします。

○小林委員 同様に新規の方についての説明をお願いいたします。

○鈴木教育部参事 丹治浩子氏ですが、これまで中学校での講師経験や他地区での教育支援センターにて指導員として勤務した経験がございます。その経験は非常に豊富でございます。そこで、今年度より、こちらの適応指導教室の指導員を委嘱したものであります。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

○高倉委員 ほかにございますか。

○川嶋委員 委嘱に関する質問ではないのですけれども、ヤングハートに通所している児童生徒数というのを教えていただきたいのですけれども。

○鈴木教育部参事 今、全体の児童生徒数については手元に資料がございません。後ほど答えさせていただきます。申し訳ありません。以上でございます。

○川嶋委員 追加で。今、そのようにお伺いしたのは、児童生徒10人に対して、少なくとも2人程度いることが望ましいというようなものがありますので、今こちらに4名ということで、足りているのかなというふう感じたので質問させていただきました。以上です。

○高倉委員 補足ございますか。

○鈴木教育部参事 今の委員さんのお話を受けて、確認をして報告をさせていただきます。以上でございます。

○高倉委員 ほかにございますか。

○川嶋委員 常勤・非常勤というのが、勤務形態としてあると思うのですけれども、この方たちは、皆さん常勤という捉え方でよろしいですか。

○鈴木教育部参事 1年間の非常勤です。

○川嶋委員 非常勤。

○鈴木教育部参事 はい。

○高倉委員 よろしいですか。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○高倉委員 ほかにございますか。

[「なし」と言う者あり]

○高倉委員 では、御質問等ないので、報告第3号について終わります。

報告第4号 「白井市学校医の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、第4号です。「白井市学校医の委嘱について」説明をお願いいたします。

○鈴木教育部参事 「白井市学校医の委嘱について」。

白井市教育委員会は、白井市立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、白井市学校医を別紙のとおり委嘱する。

本案は、一部の学校医の負担軽減のために平成31年度から、新たに学校医を平成31年4月1日

から平成33年3月31日まで委嘱するものです。

裏面をごらんください。

学校医について、一欄にしてありますが、太枠のところは今回新たに委嘱する学校医となります。七次台小学校の学校医、志田崇先生、そして眼科医で、佐藤伸平先生、眞鍋千穂先生になります。平成30年度より学校医、ユイトシノリ先生に七次台小学校を担当していただいていたおりましたが、そこが志田崇先生に変更するものです。眼科の学校医の負担軽減のために佐藤伸平先生を新たに委嘱し、3名体制に変更するものです。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第4号について、御質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○高倉委員 では、報告第4号について終わります。

報告第5号 「白井市立学校空調設備運用ガイドラインについて」

○高倉委員 続きまして、報告第5号 「白井市立学校空調設備運用ガイドラインについて」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 報告第5号について、私から説明いたします。

報告第5号 「白井市立学校空調設備運用ガイドラインについて」、本案は、本年6月の使用開始に向けて、市内小・中学校の普通教室に設置する空調設備を適正、かつ、有効に運用するためのガイドラインとするため、本年2月に協議させていただき、また、市校長会からいただいた意見も踏まえ、別紙のとおり運用ガイドラインを策定するので報告するものです。

ガイドラインをごらんください。

ガイドライン（案）の裏面の目次をごらんください。

今回の見直しの主な内容は、表題、見出しの見直し並びに各項目の並べかえで、ガイドラインの内容については多くの変更はありません。内容につきましては、2月定例会議で一度説明させていただいておりますので、今回は変更部分について説明させていただきます。

まず、目次にありますとおり、前回は「1 初めに」から「6 その他」までの6項立てとしておりましたが、今回「1 趣旨」「2 空調設備の稼働」「3 使用方法」「4 使用上の注意」の4項立てに組み直し、それぞれの書き込み内容を移動させていただきました。

2ページ、3ページをごらんください。

このページには、「空調設備の稼働」をまとめておりまして、前回からの変更は3ページ下段の(4)温度設定のうち、暖房についてを17度以下から20度以下とさせていただきました。

続きまして、6ページをごらんください。

(5)定期的な点検・清掃の実施のうち、下から3行目になりますが、既設の空調機については教職員が行ってくださいというふうになっておりましたが、こちらを「既設の空調機については各学校において行ってください。」というふうに柔軟性を持たせたところでございます。

8ページをごらんください。

こちらは「機器運用に不具合があった場合の連絡先」を新たに追加させていただきました。これに

よりまして、学校から直接事業者に連絡できると思います。

今後は、若干文言の修正があろうかと思いますが、その修正をした後に、速やかに決裁、決定しまして、エアコンの使用開始に間に合うように各学校に通知していきます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第5号について、御質問等ございませんでしょうか。

○川嶋委員 文言のところなのですけれども、大変細かくて申し訳ないのですけれども、個人的な意見なので、反映するか否かは事務局で考えていただきたいのですけれども、7ページの「4 使用上の注意」のところの上から4番目の項目なのですけれども、「教室内が乾燥し」の後の文章なのですけれども、「風邪を引きやすくなるため」という、この文章がどうしても何か私としてはおかしいなと。

私としましては、そこは「ウイルスが飛散しやすい環境になるため」とか、そういう文言のほうがいいのかなと思って、それはお考えいただけると。風邪の菌ではないと思うので。

○板橋教育総務課長 そうですね。こちらで、決裁のときに修正させていただきたいと思います。

○川嶋委員 お願いいたします。

○高倉委員 ほか御質問等いかがでしょうか。

○齊藤委員 6ページなのですけれども、これ「定期的な点検・清掃の実施」というところの下から4行目の先ほど文言を変えたという「既設の空調機については各学校において行ってください。」、「既設」というのは室内機とかという意味で。

○板橋教育総務課長 「既設の空調機」というのは、2ページにあるのですけれども、今もう既にある空調機ですね。今回入れたものではなくて、職員室とか保健室とか事務室にある空調機のことを指しております。以上です。

○齊藤委員 それについては、各学校で掃除をするという認識でよろしいですか。

○板橋教育総務課長 御指摘のとおりです。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○高倉委員 ほかございますか。

○小林委員 2ページの「稼働期間」のところに、「空調設備の稼働期間は原則として以下のとおり」、「原則として」と、これは全体にきいていると思うのですけれども、その下のところには、使用することは不可としますと。その下に期間が書いてあるのですけれども、最近の気候変動がもう春、秋がないような状況、一気に暑くなるというのは、ひょっとしたら5月の終わりからもう暑いかもしれないので、9月30日が過ぎても暑いかもしれない。経済的な問題もあるので、なるべく節約はするのでしょうかけれども、この「原則として」ということが全体にきいているということで考えれば問題ないと思うのですけれども、その辺は臨機応変に考えておいたほうがいいのかなとは思いました。以上です。

○高倉委員 御意見としてよろしいですか。確認で、御質問ですか。

○小林委員 その「原則として」という言葉が全体にかかっていますかという、質問をします。

○板橋教育総務課長 委員さんおっしゃるとおりでございます。当然、5月末に動かしてはいけないということでもありませんし、6月から動かさなきゃいけないということでもありませんので、そこ

は児童生徒の体調を見て、季節の変わりを見て、柔軟に対応したいと思っております。

○小林委員 はい。

○高倉委員 ほかにございますか。

○井上教育長 私も細かい文言を言うてしまうのですけれども、2ページの「稼働条件」の温度なのですけれども、28度以上17度未満という、未満のところなのですけれども、右側の温度設定は、以上、以下になっているので、合わせたほうがいいのじゃないかと、だから、17度未満ということは、多分16.999度だろうけれども、17度以下でいいのじゃないかな。

○板橋教育総務課長 そのように訂正させていただきたいと思えます。

○高倉委員 ほかによろしいですか。

○川嶋委員 何かこのようにガイドライン、マニュアルが決まってしまうと、白井市の教職員の方は本当にまじめなので、こういうもので縛ると気にされるかなと思うので、緩めにつくってもらえたらと思うのですけれども。

先ほど小林委員が言ったところなのですけれども、10月、11月使用不可ということになっているのですけれども、実際は8月は丸々運用をほぼしないわけですし、10月というと、大抵の小学校は、運動会があるかなと思うと、10月は許可して、臨機応変に対応するとは思っているのですけれども、10月を使用不可とするのは、今のこのご時世厳しいのかなんていうふうにも感じたりして。意見です。以上です。

○高倉委員 何かつけ加えてございますか。

○板橋教育総務課長 御意見伺いまして、メンテナンス期間がどうしても必要になってくるので、そこは私たちも困るのかなと。ただおっしゃるとおり、10月の頭に運動会があったという場合に、ほかに書いてあったと思うのですけれども、学校行事のときには校長判断で使ってくださいとしておりますので、絶対だめだよということには、不可と書いてあるところが、そこがひっかかるのかなと思うのですけれども、5月の末とか、10月の頭は暑い日もあるので、その時期はメンテナンスを避けるようにしていきたいと。そのために、規則ではなくガイドラインとしていて、柔軟な運用をしたいと思えます。また1年運用させていただいて改正するというのも当然考えながらやっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○高倉委員 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、第5号を終わります。

以上で報告事項を終わります。

○鈴木教育部参事 申し訳けありません。先ほど、委員さんから御質問をいただきました報告第2号の教育相談員の件数につきましてですが、昨年度、相談件数は387件ということになっています。月ごとで見ますと、上下の差はあるのですが、20件から多いときで40件というような形で、387件でございました。

もう一点の適応指導教室に通っている人数につきまして、昨年度の実績では、入室している人数は20名なのですが、少ない日で2名、多い日でも6名程度の来室状況ですので、2人の指導員で運用ができていますという状態でございます。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

委員質疑

(1) 「市内小中学校の不登校児童生徒の現状について」

○高倉委員 では、委員質疑に移ります。

(1) 「市内小中学校の不登校児童生徒の現状について」ですが、委員から、簡単に質問内容をお願いいたします。

○川嶋委員 今回の質問をさせていただきたかったのは、全国的に見ましても、不登校児童生徒数は増加傾向にあるということなので、市の現状を把握したかったということで質問させていただきました。現状を教えてください。

○高倉委員 では、事務局の説明をお願いいたします。

○鈴木教育部参事 まず、現在の数値について御説明させていただきます。3月末現在、小学校は、まず在籍児童が4, 124人に対し、不登校は33名であり、0.8%となっております。中学校は在籍生徒数が1,831人に対し、不登校70名であり、約3.8%となっております。前年度と比べますと、小学校はほんのわずかの増加、中学校はわずかながらの減少となっております。

次に、不登校の児童生徒への学校や市としての対応を説明させていただきます。本市では、長欠サポート研修を年3回実施し、長欠に対応する職員の資質の向上を図っております。

また、不登校を含めた長期欠席に対して、毎月学校から報告を受け、状況の把握、必要に応じて、指導主事による指導助言を行っています。

また、訪問を主とする教育相談員を派遣し、不適応を起こしている児童生徒宅を訪問し、学習支援や相談活動を行い、学校復帰を促しています。学校としても、長欠カルテを作成し、子供理解を進めながら、不登校の解消に努めております。以上が現状となります。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、今の報告について、何か追加で御質問等ございませんでしょうか。

○川嶋委員 お調べいただきまして、ありがとうございます。

不登校児童生徒に関しては、学校でできるサポートと学校外でのサポート、両面がとても必要なことだなというふうに、実際に身近なところでもありますので、すごく痛感しているところです。そういった学校内外の連携という部分につきましては、どのような形で連携を図っているのでしょうか。決まった、例えば週に1回報告というような、そういうようなことなのか、その都度なのかというような連携体制を教えてください。

○鈴木教育部参事 まさに連携は大切だと、その子のためにどのように動くかという視点で、月に1回そういったケースについて連携を図っております。以上でございます。

○川嶋委員 その月1回というのは、ケース会議というような感じで、全体することなのか、個別でといたしますか、集まってやることではなく、個々での対応というふうになりますか。

○鈴木教育部参事 もちろん、それは個々で行っております。ただ、その子供の様子というのが、時々変わっていきますので、それは必要に応じてということで進めています。

○川嶋委員 せっかくの機会なので、たくさん聞きたいことがあって申し訳ありません。その中で、学校の中でのその児童生徒に対する対応というのは、学校内でやるのが一番望ましいかなというふう

に思うのですが、教室に入れない子供、お子さんに関しましては、養護教諭、スクールカウンセラーがいる学校であれば、そういうスクールカウンセラーというようなところが対応していかれるのかなというふうに思うのですけれども、知識がなくてお伺いしたいのですけれども、養護教諭の役割というのは、こういう児童生徒さんに対しては、どういう役割があるのかを教えてください。

○鈴木教育部参事 今、教育委員さんがおっしゃっていただいたところも非常に大きく占めております。決して、けが、病気だけの健康面だけではなく、心の健康という部分についても、養護教諭が責務を負って取り組んでおります。以上でございます。

○高倉委員 ほかございませんか。

○川嶋委員 最後に、不登校児童生徒というのは長く続くなというふうに、お子さんたち見ていて感じています。そういう長引かない対応をするためにはどうしたらいいかということをご皆さん考えられて事業をしていただいているのは、すごく重々承知なのですけれども、なかなかそこが減っていかないのは、見ていて、どうしたものかというふうに自分でもよく考えるところです。

また、中学校卒業後になりますと、就職するか進学するかというところにもなるかなというふうに思うのですけれども、全国的にも引きこもり傾向がある青少年がふえているというところもすごく気になるところで、継続的な支援、サポートというのがすごく大切な国の課題になっているのかなというふうに思っています。

多分白井市でも、地域のサポートネットワークの整備であるかというのは、もう今からしてもおかしくないというか、これは早目に、どこの自治体でもそうだと思うのですけれども、ないと、追いつかないのじゃないかなというふうに思うのですね。小学校、中学校、高校で終わりというわけではないことだと思います。

また、そういうお子さんの家庭なども知っていますけれども、そういうふうなのを見ていますと、保護者と学校の間には十分な連携協力が図れないで、改善されないというケースがあるなということも見聞きしているのですけれども、学校は本当に適切に一生懸命対応していても、保護者が向き合わないケースも多いなというふうに感じたときに、子供たちが置きざりにならなければいいなというふうに私は心配しています。そうなったときに、私、家の前がスクールゾーンでして、登校時間外に歩いているお子さんがいると、時々心配で声をかけるのですけれども、そういうところで、地域で救ってあげられるようなシステムといいますか、そういうものがあつたら、本当に安心だなというふうに思います。

今、本当に不審者情報もとてもマチコミメールでたくさん流れてくるんですね。そうすると、保護者としては、気が気じゃないというところもありますし、地域コミュニティの活性化というところも含めて、これは教育委員会だけではないと思うのですけれども、そういうことを今後一緒に考えていきたいなというふうに思って質問させていただきました。以上です。ありがとうございました。

○鈴木教育部参事 ありがとうございました。今のお話を聞いて、もっと学校として、まずやるべきこと、市としてやるべきこと、整理しながらこれから支援を進めていきたいと思っております。

○川嶋委員 よろしくお願ひします。

○高倉委員 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、（１）について終わります。

（２）「市内小中学校のそれぞれの特色について」

○高倉委員 続きまして、（２）「市内小中学校のそれぞれの特色について」です。

○小林委員 どこの学校もそれぞれ自分の学校の特徴を出していこうとしているのじゃないかと思うのです。また、数年前からでしたか、予算がついて、各事業が分かれて、それぞれの学校のこんなことやっているという、そういうのを見ましたけれども、ただ何年かたつうちに、またその特色が変わってきていたりとか、市全体の中学校５校、小学校９校の特色というのを教育委員として全体的に把握しておきたいということもありますし、その小学校、中学校語るときに、こういう学校だよというようなことを逆に言ってあげると、非常にいいと思いますので、大まかな特色というものをお聞きしたいと思ひまして質問しました。お願いします。

○高倉委員 では、個別にお願いします。

○小泉教育部長 では、ただいまお配りした資料でございますが、昨年度、保護者向け教育委員会日より「With」に載せました学校MAPでございます。裏面には、平成３０年度の地域人材活用事業学校別の計画事業についての一欄が載っております。表面のMAP、学校紹介の内容に裏面の内容を加えて報告をさせていただきます。

初めに、白井中学校区です。白井第一小学校は、将来白井を担う、白井から世界で活躍する児童の育成を目指しています。ブルキナファソとの国際交流が特色です。

白井第二小学校は、市内全学区から通うことも可能な小規模特認校です。和太鼓、グランドゴルフなど地域人材の活用、そして本年度から２年間の指定で、印旛地区教育委員会連絡協議会の研究指定を受けております。

白井中学校ですが、福祉教育、平和学習の充実に努めております。地域人材を活用し、人権意識を高める指導に力を入れています。

大山口中学校区です。大山口小学校は、地域人材を活用し、共生社会としての自覚を高めることに力を入れております。豊かな人間関係づくり、これは県でも中心プログラムと位置づけられておりますピアサポートプログラムの大もとの開発校でございます。

白井第三小学校ですが、最大児童数の小学校となります。花・読書・元気いっぱい、三小の地盤、挨拶、掃除、歌声を中心に勇気づけを行っています。

大山口中学校、最大生徒数の中学校です。「卒業生に学ぶ」「地域の職業人に聞く」など職業観や進路学習を推進しています。

南山中学校区です。南山小学校、校内にある地区社会福祉協議会や外部人材を活用して、本物に触れる経験、体験に力を入れております。

池の上小学校、総合的な学習の時間の中で、演劇のプロを招き、即興表現や演劇指導を通した発表会、表現力を磨いております。

南山中学校、NHKプロジェクト（Nーにげるな勉強、Hーはじける挨拶、Kーきれいな学校）を生徒会が展開しています。

七次台中学校区です。七次台小学校、ここ１０年で児童数が３倍、図書館棟が新設され、わかりやすい授業と家庭学習に力を入れています。

清水口小学校、音楽の力で児童の心に安らぎと活力、合唱指導に力を入れ、学級の活動にも生かしています。

七次台中学校、One for All All for Oneを学校全体の合言葉として、思いやりのある温かい学校づくりに力を入れています。

桜台中学校区です。桜台小学校、防犯ボランティアに見守られる安全・安心な学校です。現在は算数、読書に力を入れています。

桜台中学校、一小一中でオープンスペース、講師を招へいし、勤労観・職業観の育成、昨年度、体育保健領域、食育で、市内の学校を対象に公開授業の展開をしております。

今回の報告につきましては、地域人材を活用した事業をもとにした一面的な報告でございます。先ほど、小林委員がおっしゃっていただいたとおり、どの学校も児童生徒が安心して力を伸ばせるように各学校で頑張っているところです。むしろ、校長先生方は、こうしたところをもっと伝えてほしかったというふうにおっしゃるのじゃないかなと思いますので、平成31年度も、お忙しい中とは存じますが、委員の皆様へ参観の御案内をさせていただきますので、また各学校の特色、状況をごらんいただけますと幸いです。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、この件につきまして、御質問等ございますか。

○小林委員 この裏面の平成30年度地域人材活用事業学校別計画事業、この事業は今まで何年間やってきましたか。

○小泉教育部長 予算として、この地域人材をまとめて予算化するようになったのは、そんなにまだ遠い話ではなかったかなというふうに思っております。各学校の中で特色を出すために、かなり長い間、特に相手があるものについては、長くやっていく中で、またよさが出てくるものもございまして、中学校においては進路、生き方について、いろいろな人の話を聞かせたいという要望がありますので、引き続きやっているような学校は多いと感じております。以上でございます。

○小林委員 予算がつくとなると、そのための目標を設定しやすくなると思いますので、この事業がいつまで続くことになるかはわかりませんが、できるだけ、その特色を出すための予算はつけばいいなと思います。

それから、今学校を中心として地域づくりということが叫ばれていると思いますので、地域人材を活用しようという、そういう言葉も出ていましたから、自然にそうになっていると思うのですが、学校の目標と、それから地域の人たちがそれに対して応援する体制というか、こういう体制というのを教育委員会としても、ただ学校というより、地域も含めた全体の特徴というか、そういうものをつくっていったらいいのじゃないかなと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○高倉委員 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、この件について終わります。

(3) 「新給食センターでの食材等について」

○高倉委員 次、(3)について、「新給食センターでの食材等について」です。

○齊藤委員 新給食センターというのは、もう4月から動いていると思うのですが、それにつきまして、食材、特に主食であります米の銘柄を教えていただきたいのと、あとは、その栽培方法というのですか、恐らく有機農法ではないとは思いますが、その辺もわかる範囲でお教えいただければと思います。

○鈴木教育部参事 ありがとうございます。お米につきましてですが、地産地消などの観点から、地元指定米として白井市産コシヒカリ一等米を購入し、炊飯加工を委託し、学校にこれまで配送しておりました。また、白井市産のコシヒカリが不足した場合は、印西市産等のコシヒカリ一等米で代用しておりました。新給食センターでは、同様に白井市産のコシヒカリ一等米を購入し、新給食センターで炊飯することとなります。

野菜等の栽培方法につきましては、西印旛農業協同組合と契約を行い、地元農家6名から年間14品目の野菜を購入しております。農家の中には有機栽培等を行っている方もいらっしゃいますが、給食約6,000食分の食材となりますので、特に栽培方法までの指定はしておりません。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

質問、追加でございますか。

○齊藤委員 ありがとうございます。

まず、どうしてこの質問したかといいますと、昨年4月に種子法の廃止というのが法律で決まったと思うのです。そのときに、それが廃止になることによって、特に米なのですが、流通が「みつひかり」とか大手、企業のほうでつくる、種と肥料と、それから農薬ですか、これをセットで売りたいなというようなのが今後展開されるのではないかなという懸念がされているというところで、白井市の米についてお尋ねをしたところでございます。

その中の有名なブランドが「みつひかり」とか、「みつひかり」というのは三井化学でつくっていると、あと住友化学でつくっているのが「つくばSD」と、あと「利根のめぐみ」というのがある。この3種が有名どころらしいのです。特に海外、外資系で入ってきているのが、モンサントという会社が入っているのですが、これはベトナム戦争のときに枯葉剤をつくった会社だそうです。私も詳しくはないのですが、一夜漬けで調べてきたのですが、そういったものが今後、参入してくると、今もう既に外食系の例えば吉野家とかセブンイレブンとか、ああいうところのお米は、もうこういうのを使っているという情報もありますので、特に6,000食となると、多い材料を使うと思うのです。そうすると、コストも下げなくちゃいけない。また、それ手に入らなくなるとなると、もういずれはそういったことになってきて。

何が悪いのかなというと、農薬とかをいっぱい使った種からつくられるということらしいですね。まだ、遺伝子組み換えとはしていないということなのですが、今も海外に目を向けますと、そういったのが、もう遺伝子組み換えやめようと、主婦とかの間でどんどん話が出てきているというのを海外から話は聞いています。日本人というのは、余りにも安全な、今まで安全だと思って食べていたものがすごくあるので、無頓着なところが結構多いですね。

ですので、今後、量が多いところは、どうしてもコストを下げるためにこういうところに手を出していく、いずれ行かざるを得なくなってしまうのかなと思うのですが、大学の先生とかにも話しているみたいなのですが、いずれはまた、この種子法というのをまた復帰させようという話

もあるみたいなので、そういうところを煮詰めていきたいなと思ひまして、今回、私のほうから質問させていただきます。ありがとうございます。

○高倉委員 この件に関して、ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、御意見等ございませんので、（３）については終わります。

以上で、委員質疑を終わります。これから非公開案件に入ります。

非公開案件 議案第 6 号 「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

非公開案件 報告第 6 号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

非公開案件 報告第 7 号 「代理処分について」

以上で、本日の議決事項、報告事項に係る議事について終了いたしました。

これ以降の進行は、井上教育長をお願いいたします。

○井上教育長 それでは、高倉委員には、議事の進行を行っていただきましてありがとうございました。

これより私が進行させていただきます。

○その他

○井上教育長 8 番、その他に入ります。

その他についてですけれども、まず、私から 1 点御説明をさせていただきます。

資料の中に、この「なしビジョン」のイラストがあったかと思うのですけれども、こちらでございます。一応試作なので白黒でやりましたけれども、去年のもので言いますと、こんな感じの、タイトルがこんな感じで色がついたものになります。完成したら、こういう色がついたものになります。

それで、今日の午前中、校長会議がありまして、私から本年度の学校教育の指針として、この「7 つの取り組み・4 つの育み」を重点としてお願いしますということを説明させていただきました。

昨年度と若干変わる点がありまして、そのことについて説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、校長先生方に申し上げましたのは、1 番に、一番右側のなしになるのですけれども、「健康づくり・安全づくり」というところです。去年も健康づくりということで、交通安全指導と書かせていただいたのですけれども、その上に「命・健康を大切にする」という項目をつけさせていただきました。表現は変えるかもしれないのですけれども、命を大切にしていきたいということなのです。これは余り表には出ているニュースではないのですけれども、近年、全国的にも、また千葉県のにも、小学生、中学生、高校生の自殺が多くなっているという、昨年度が、一昨年度に比べるとかなり多くなったというお話を聞いています。具体的なお話は、個々のお話なのでされないのですけれども、私がいろいろなネットニュース等で見ている中でも、全国的にもその傾向があって、何か嫌な流れがあるなど、自分の十数年前の経験の中でも、連鎖する傾向があるというようなことが自分の中でありま

して、具体的に自殺防止という言葉は、もちろん学校の中では使いませんが、命を大事にする。とにかく、いろいろな意味で自分の命も他人の命も大事にするということを教職員の方々には念頭に入れてくださいということをお願いしてあります。

それから、もちろん、もう一つは交通事故防止ということで、一昨年度末の清水口小学校の痛ましい事故を繰り返さないという、命にかかわることをここに二つ入れて、第一をお願いをいたしました。

あと、二つ目は教員の指導力というのですかね、教員の力量の根底となるのが授業力、それから学級経営力、それから生徒指導力、それが右上の「授業づくり」、左端の「学級づくり」、その下の「生徒指導の推進」という言葉にしたのですけれども、これは昔から三つの基本と、教員の重要な部分の三つの力と言われているのですけれども、ここの根本的な部分をもう一回白井市として、また各学校の中で先生方に御確認くださいということで、ここを強調したという形になっております。

授業については「主体的・対話的で深い学び」、次の学習指導要領で求められている授業スタイルですけれども、これを事前に取り組んでいこうと。それから、「学級づくり」の中でもいじめ防止ということで、一番は他人を思いやる心を育てていこうと、この三つを「健やかな体」の部分、「確かな学力」の部分、「豊かな心」の部分、3本柱の中で、ぜひ各学校、白井市教育委員会としても、研修等でこれに取り組んでいきますし、各学校の中でもよろしく願いますというように伝えた部分でございます。

一応、これ提案としてつくったものですので、できれば4月中には完成させて出したいと思っておりますので、何かお気づきの点がありましたら、御指摘願いたいと思います。私からは以上でございます。

この「なしビジョン」について、何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 よろしく申し上げます。

その他の二つ目、ありましたら申し上げます。

○板橋教育総務課長 それでは、私から、本日お配りさせていただいた資料、あと最後に、まず、各課行事について説明させていただきたいと思っております。

「31年度 白井市教育委員会 各課の行事予定（2か月間）」というのがあると思っております。教育総務課、学校政策課、教育支援課、生涯学習課、文化センターとありますけれども、上から教育総務課、まず4月3日、本日ですけれども、定例教育委員会議がございました。25日木曜日には、印教連の定期総会・歓送迎会がございました。5月7日、定例教育委員会議、31日の金曜日には、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会がございました。

次に、学校政策課です。4月9日、市内中学校入学式、10日、市内小学校入学式がございました。5月8日水曜日、第1回教科書採択協議会がございました。

教育支援課はありません。

生涯学習課は、4月7日、平成30年度白井市スポーツ少年団開会式がございました。14日は白井芸能振興会、春の発表会がございました。

2点目ですが、先ほど学校政策課の中で、4月9日、10日に小中学校の入学式がございました。その中で皆さんに事前に出席者一覧を配付させていただいておると思っておりますが、それぞれ時間の30分前までには学校のほうへ行っていただくようによろしく願います。

最後に、本日お配りしました平成31年第1回白井市議会定例会報告をさせていただきます。

第1回白井市議会定例会は、31年2月15日から3月22日までの36日間を会期として開催され、教育部からは、1月及び2月の教育委員会定例会議で提案させていただいた記載の1から4の4議案並びに3月の教育委員会臨時会で追加提案させていただいた5、6の6議案を議案として提出させていただきました。議案の審議結果につきましては、議案①②並びに③については、3月1日に開催された教育福祉常任委員会での審議後、また④につきましては、3月13日に開催された教育福祉常任委員会での審議後、3月22日に開催された本会議において採択され、提案内容のとおり可決成立しております。また、議案⑤⑥については、3月22日の本会議で議案を追加上程し、同日に質疑、討論、採択が行われ、提案内容のとおり可決成立されました。

議会前半では一般質問が行われ、教育部関係の一般質問は、資料のとおり5名の議員から質問がありました。詳しい質疑の内容については、今後議会事務局が作成する会議録をごらんいただきたいと思いますと思いますが、本日は概要をまとめさせていただきましたので、後ほどご一読をいただけますようお願いいたします。

以上で、平成31年第1回白井市議会定例会の報告を終わりにいたします。

○井上教育長 それでは、板橋課長の報告等につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

日程表の中身なのですけれども、細かいことすみませんけれども、ホテルはメルキュールホテル、名前かわって場所は一緒です。ホテルウェルコ成田というところです。

○板橋教育総務課長 失礼しました。

○井上教育長 大丈夫、同じところなので。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○石田文化センター長 3月30日に、自主事業として行われましたパク・キュヒ、ギターリサイタル、こちらのほうの実績が出ましたので報告させていただきます。

公演料が52万9,200円につきまして、チケットの販売実績ですが、一般が247枚、65歳以上が318枚、小中学生が9枚で574枚の売り上げがございました。合計69万3,000円ということです。当日の入場者数なのですが、こちらのほうは243名の一般、65歳以上が310名、小中学生9人ということで、チケット枚数よりは若干少ないのですが、562人が鑑賞されたということで報告をさせていただきます。

○井上教育長 ありがとうございます。

今の件につきましてありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 じゃあ、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 なければ、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。

次回は、5月7日火曜日、午後2時からとなっております。次回の議事の進行については、高倉委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日は大変お疲れさまでございました。

午後4時15分 閉 会